

## 第2回 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議 概要

### 1 開催日時

平成30年7月20日（金） 8:11～8:20

### 2 開催場所

内閣総理大臣官邸4階大会議室

### 3 議題

行政文書の管理の在り方等について

### 4 出席者

（議長）安倍内閣総理大臣

（構成員）野田総務大臣、上川法務大臣、河野外務大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、齋藤農林水産大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、中川環境大臣、小野寺防衛大臣、菅内閣官房長官、吉野復興大臣、小此木国家公安委員会委員長、福井内閣府特命担当大臣、松山内閣府特命担当大臣、茂木内閣府特命担当大臣、梶山内閣府特命担当大臣、鈴木国務大臣、うえの財務副大臣（麻生財務大臣代理）、村井内閣府大臣政務官（麻生内閣府特命担当大臣代理）

### 5 発言者及び発言内容

（菅内閣官房長官）ただいまから、行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議を開催する。はじめに、前回の会議における総理指示を踏まえた検討状況について、梶山内閣府特命担当大臣及び野田総務大臣より、御報告いただきたい。

（梶山内閣府特命担当大臣）公文書管理を担当する大臣として、去る6月5日の閣僚会議において総理からいただいた御指示を踏まえ、関係省庁の御協力の下で、また、3回にわたって開催した公文書管理委員会の有識者の御意見を伺いながら、行政全体への信頼の回復のため、真に実効性のある取組となるよう、検討を進めてきた。その検討の結果、お手元の配布資料1及び2のとおり、「公文書管理の適正の確保のための取組について」の案を取りまとめた。

概要の資料1を御覧いただきたい。まず、「基本的な考え方」として、「公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」という基本理念、

これは公文書管理法第一条の目的であるが、職員一人ひとりが肝に銘じなければならぬことを示した。その上で、具体的な取組を進めてまいりますが、その際、各府省においては、昨年末に改正した「行政文書の管理に関するガイドライン」による新たなルールの遵守を徹底していただくことが求められる。

具体的な取組のうち「公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進」については、まず、職員一人ひとりに働きかける取組として、各府省の総括文書管理者を対象とする全体研修等、研修の充実強化を図ることとする。また、文書管理の状況の人事評価への反映や、特に悪質な事案については重い処分が行われることを含めた不適正な公文書管理に対する懲戒処分の明確化といった人事制度面の取組を進めてまいり。

体制面については、内閣府における「独立公文書管理監」、チーフ・レコード・オフィサーの略称である通称「政府CRO」、各府省における「公文書監理官（仮称）」、通称「各府省CRO」を中心に、実効性のあるチェックを行ってまいり。

「電子的な行政文書の管理の充実」については、関係府省の御協力もいただきながら、公文書管理委員会の有識者による議論を進めてまいり。文書の所在情報を的確に把握しうる電子的な文書管理の仕組みを構築するとともに、本年度中に、作成・保存から廃棄・移管までを一貫して行う仕組みの構築について、基本的な方針を策定してまいり。

「決裁文書の管理の在り方の見直し」については、決裁文書の重要性に鑑み、事後的な修正は認めないこと、修正が必要な場合には新たに決裁を取り直すこと等を再確認し、ルール化する。

各府省においては、本取りまとめに基づき、職員のコンプライアンス意識の徹底した改革を図るとともに、各施策を確実に実行していただきたい。公文書管理担当大臣として、前面に立って、公文書管理の適正の確保に取り組んでまいるので、引き続き御協力いただくようお願い申し上げます。

(野田総務大臣) 先ほど、デジタル・ガバメント閣僚会議において、電子決裁移行加速化方針が決定されたので、御報告する。

「更新等の履歴が厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を加速する」との3月23日の総理の御指示を受け、総務省では実態把握を行いながら検討を行ってきた。それを踏まえ、この方針では、総務省が提供している文書管理システムについて、内閣府の定めるルールに沿って、決裁後の文書修正ができないよう速やかに改修を行うこととしたほか、電子決裁への移行に関する方針を定めた。

閣僚の皆様におかれては、電子決裁への移行に際し、業務やシステムの見直しが適切に行われるよう御指導をお願いする。

(菅内閣官房長官) それでは、資料2のとおり、「公文書管理の適正の確保のための取組について」を本会議として決定したいと思うがよろしいか。

(「異議なし」の声)

(菅内閣官房長官) 感謝申し上げます。それでは、最後に安倍総理より御発言をいただきたい。

(安倍内閣総理大臣) 本日、一連の公文書をめぐる問題に対する再発防止のための取組を決定した。

公文書は国民と行政をつなぐ最も基礎となるインフラである。政府職員一人一人がこのことを肝に銘じ、コンプライアンス意識を高めることが何より重要。新人から幹部に至るまで、対面の研修などによって徹底的に意識を植え付け、人事評価にも反映させることで、公務員の文化として根付かせるようにしてまいる。

政府全体として実効性のある公文書の管理を実現するため、内閣府に「政府CRO(チーフ・レコード・オフィサー)」を、各府省には「公文書監理官(各府省CRO)」を設置し、公文書管理に関する責任体制の明確化、監査機能、ガバナンスの大幅な強化を図る。

電子決裁文書について、事後修正ができないシステムに改める。

さらに、行政文書をより体系的・効率的に管理するため、「行政文書は電子的に管理することを基本とする」、抜本的な改革を進めてまいる。そのため、行政文書の作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に行う仕組みの構築について、本年度中に基本的な方針を策定する。

一度失われた信頼を取り戻すことは至難であるが、私達は、それを成し遂げなければならない。危機感を持って、再発防止に全力を尽くす。閣僚の皆様におかれては、自ら先頭に立って、今回取りまとめた事項を、一つ一つ、確実に実行に移し、適正な公文書管理の徹底を期していただきたい。

(菅内閣官房長官) 以上をもって、行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議を終了する。